大阪市港区防災サポーター (企業・事業所・店舗等)登録制度について

1 制度の概要

大規模災害発生時に企業・事業所や店舗等(以下「企業等」という。)の人 的・物的資源を活用し、港区内の各地域において防災活動に協力し、被害の 軽減や地域生活の早期復旧等に貢献いただく災害ボランティア登録制度です。

2 登録要件

大阪市港区防災サポーター(企業・事業所・店舗等)登録制度の趣旨に賛同し、協力の申し出をいただいた企業等

ただし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある企業等及びその他登録することが不適当であると認められる企業等は除く。

3 協力内容

- (1) 労務、技術の提供
- (2)食料品、飲料水、日用品等物資の提供
- (3)駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- (4)資機材等の提供
- (5) その他災害対策に必要な協力、支援

4 登録方法

登録申込書を提出いただくことにより登録されます。

登録は随時、港区役所協働まちづくり支援課(5階51番窓口)で受け付けています。

5 登録企業等の情報

港区役所のホームページ、広報紙、ツイッター、フェイスブック等広報媒体(以下「ホームページ等」という。)に掲載することを承諾いただいた企業等のみ掲載します。

6 登録企業等へのステッカーの配布

「みなりん」をベースに作成したステッカーを登録企業等へ配布(予定) ロゴは「大阪市港区防災サポーター(企業・事業所・店舗) 大阪市港区 役所」

7 経費・補償の負担

本制度の取り組みは、自主的なボランティア精神に基づくものであることから、企業等の協力にかかる一切の経費については、支援によって生じた事故、破損等にかかる経費を含め企業等の負担になります。

また、企業等が提供した人的・物的支援に対する補償はありません。

8 企業等のメリット

- ・社内の防災意識の向上につながります。
- ・港区役所のホームページ等に企業等名が広報されることで、地域に対し 防災意識の高い企業等であることをアピールできます。
- ・多くの企業等に登録していただくことによって、地域の助け合い(共助) の取り組みが高まります。

9 その他

本制度は、登録したことにより災害時に必ず協力を行わなければならない というものではなく、あくまでボランティア精神に基づき、企業等の自主的 な判断で、可能な範囲で防災活動に協力をお願いするものです。